様式第2号(第7条関係)

竹粉砕機貸出条件書

1.　「飯塚市竹粉砕機貸出要綱」や他の法令に違反することがないように使用すること。

2.　竹粉砕機をその目的以外に使用し、又は他人に転貸し、もしくは使用させないこと。

3.　竹粉砕機操作従事者は、操作に従事する年度又はその前年度に市が実施する説明会を受講していること。

4.　使用中の事故や怪我に備え、借受者において傷害保険および受託物賠償責任保険に加入するように努めること。

5.　竹粉砕機の使用に際しては、操作方法を遵守し、慎重かつ丁寧に取り扱うとともに、常に安全に配慮し、万全の対策を講じること。また、作動音や粉砕物等による周辺住環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情がないようにすること。

6.　竹粉砕機に係る負担を考慮し、1日5時間以上の運転を行わないこと。

7.　竹粉砕機を使用する際には、毎回作業前の点検、作業終了後の清掃点検を行い、竹粉砕機使用管理簿に使用日の作業状況を記録すること。なお、機械操作従事者、伐採面積、稼働時間は必ず記入すること。

8.　竹粉砕機に故障等異常が認められたとき、又は損傷や事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、飯塚市へ報告して指示を受けること。

9.　竹粉砕機をき損し、又は亡失したときは、現状に復し、又は賠償すること。

10.　竹粉砕機の使用により発生した借受者及び他者やそれらの財産に対する損害については借受者の責任とし、借受者が損害を賠償すること。

11.　竹粉砕機で竹以外の粉砕を行わないこと。また、竹に付着している植物や土石等を除去したうえで処理すること。

12.　粉砕する竹は直径12㎝以下のものを1本ずつ挿入すること。また、腐った竹は処理しないこと。

13.　竹粉砕機を走行させる場合は、平坦地とし、障害物や傾斜がある場合は走行させないこと。

14.　輸送車への積み込みの際には、後進にて積み込み、前進にて積み降ろすこと。また、輸送する場合はロープ等で竹粉砕機を固定し、転倒等が起こらないようにすること。

15.　借受期間中は、竹粉砕機が盗難及び雨等による被害を避けるため、適正に管理すること。

16.　竹粉砕機の借受及び返却、又は使用に要する燃料等の費用は、借受者の負担とする。なお、返却の際は、燃料(レギュラーガソリン)を満タンにすること。

17.　竹粉砕機を返却する際には、竹粉砕機使用管理簿とともに竹粉砕機使用実績報告書を提出し、飯塚市職員の確認を受けたうえで、指定する場所に返却すること。

18.　エンジンの焼き付き防止のために、水平な状態で使用すること。

19.　転倒防止のため、概ね15度以上の傾斜地は走行しないこと。

20.　傾斜地を走行する場合は、後進で登り、前進で下ること。

21.　竹粉砕機の借用期間は最大8日とする。8日を超えて使用する場合は、一旦竹粉砕機を返却して実績報告書を提出し、点検を受けること。その後改めて使用予約を取り、借用手続きを経なければならない。一旦竹粉砕機を返却した後でなければ、次回以降の予約をすることはできない。